

「高病原性鳥インフルエンザ」と「口蹄疫」

ここ数年、冬場になるとほぼ毎年のように発生している「高病原性鳥インフルエンザ」。昨年、国内で発生し、社会的に大きな影響を及ぼした「口蹄疫」。ここでは、この2つの家畜法定伝染病に関する注意事項などをお知らせします。

高病原性鳥インフルエンザ

この病気は平成16年に国内で実に79年ぶりに発生し、その後、ほぼ毎年のように冬場に発生している鳥類の伝染病です。

発生原因は渡り鳥によるウイルスの持ち込み説が最も有力で、海外では人への感染例や死亡例の報告がありますが、国内では現在までそのような報告はありません。

国内で生産・販売される卵や鶏肉は一貫して衛生的に管理されています。また万が一、本病が発生した場合でも、万全の防疫体制が取られています。本病が日本どこかで発生しても、風評被害に惑わされることなく冷静な対応をお願いします。

発生予防対策は？

家さん(鶏、あひる、うずら等)を飼養している養鶏農家については、県の家畜防疫員(獣医師)が毎年立ち入り調査を実施し、定期的に抗体検査を行い、ウイルスの動きをチェックしています。また、家さん飼養農

家に対し、野鳥の侵入を防ぐための防鳥ネットの設置や鶏舎の消毒、家さんの死亡数が増加した場合の県への報告などを義務付けています。

渡り鳥など死亡野鳥の回収、検査

渡り鳥や身近に見かける野鳥(カラス、スズメなど)が死亡している場合は、環境省のマニュアルに沿って、市で回収し、県の機関でインフルエンザの検査を行います。

通常時(近隣県で高病原性鳥インフルエンザが発生していない場合)は、カラスは3羽以上、スズメ等については10羽以上が同一場所死亡している場合が検査の対象になりますので、発見したときは農業畜産課までご連絡ください。

ただし、近隣で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合は発生農場から10²以内はカラスは1羽、スズメ等は3羽から検査の対象になります。

またカラスなどの渡り鳥(特に水鳥)の場合は、その種類と海外、日本における発生状況等により検査対象となるか否かが決定されますので、詳しくは農業畜産課まで相談ください。

なお弱っていても生きています野鳥は、自然保護の観点から回収、検査はできませんので「了承下さい」。

また本年4月、家畜伝染病予防法が改正され、養鶏農家が飼養してい

る家さんだけでなく、家庭等で愛玩用に飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょうなどについても毎年1回県へ報告することが義務付けられました。詳しくは、県北家畜保健衛生所(佐世保市竹辺町92 ☎48・3831)にお尋ねください。

口蹄疫

口蹄疫とは偶蹄類(牛、豚、羊など蹄が二つに分かれている動物)の病気で、病気がかかると口の中や蹄の間に水泡(水ぶくれ)ができます。

人には感染しませんが、牛や豚の間では感染力が非常に強く、いったんこの病気が発生すると、畜産業界に甚大な被害をもたらします。

国内では昨年4月から7月にかけて宮崎県で猛威を振るい、8月末に終息しましたが、海外、中でもアジアの近隣諸国においては現在も継続して発生しています。

市民の皆様が海外へ出掛けた際

ともに求められています。

障がいのある人や手助けが必要な人への正しい理解がないと、偏見や思い込みなどにより、無意識のうちに心の中にバリアができてしまします。高齢者が歩道橋を上り下りするにしているときなど、手助けが必要な場面に遭遇した時に「恥ずかしいから」「面倒だから」と、その場を通り過ぎてしまつのも心のバリアの表れの一つではないでしょうか。

そうした心のバリアをなくすためには、前述のように、わたしたちの周りにはさまざまな人が暮らしているということを認識し、「どんな手助けがあれば安心なのか」ということを今一度考えてみる必要があります。

また、障がいなどに対する正しい理解や知識がないと、良いと思ってとつた行動が逆に相手を傷つけたり、軽はずみな行動で大きな迷惑をかけたりにしまつこともあります。

毎年12月3日から9日は「障がい者週間」です。この機会に障がいのある人や手助けが必要な人などについて理解を深め、お互いに助け合いながら、誰もが安心して暮らせる社会について考えてみませんか。

※障がい者週間にちなみ、本市では12月4日に「障がい者の日」記念事業を開催します(27ページ参照)。

◎保健福祉政策課 ☎24・1111

上記が同一場所で死亡している場合は農業畜産課(☎24-1111)へ連絡を

※弱っていても生きています野鳥は自然保護の観点から回収・検査できません。

には、このウイルスを国内に持ち込まないため、畜産関係施設などへ不用意に立ち入らないようにお願いします。

家畜伝染病発生時の防疫体制

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが万が一発生した場合は、県の家畜防疫員を中心に、市町、JA、共済組合等の協力により、発生農場における家畜(家さん)の殺処分、埋却(または焼却等)を行うとともに畜舎・鶏舎の消毒を複数回実施します。

また発生農場を中心に移動制限区域や搬出制限区域を設定し、この区域を通行する畜産関係車両については、道路上に設けた消毒ポイントにおいて消毒を行います。

これらの防疫措置は発生農場において家畜(家さん)の埋却等の防疫措置終了後21日間実施されます。

◎農業畜産課 ☎24・1111



「心のバリアフリー」理解を深め、助け合う!


ちよつとの間だから...

近年、施設の駐車場などに「障がい者専用駐車スペース」(写真①)が設けられるようになりました。皆さんは「急いでいるし、空いているから、ちよつとだけならいいかな」と駐車してしまつたことはありませんか?

この駐車スペースの幅は3・5mと、通常より広く取られています。これは車いすの人が自動車を乗り降り(写真②)するのに最低限必要な広さを確保してあるもので、もちろん障がいのない人がゆつたりと降り降りするために広くしてあるわけではありません。

車いすの人がこのスペースを使えなくなると、他の人と同じように車で買い物に行ったり、食事に行ったりすることができなくなってしまう。「ちよつとの間だから」という軽い気持ちのマナー違反が、車いすの人たちの行動を大きく制限してしまつたのです。

写真①  **写真②** 

写真③  身障者用駐車場利用証

障がい者専用駐車スペースの利用に当たり、長崎県では「パーキング・パーミット(身障者用駐車場利用証)」という制度が設けられています。これは身体に障がいがある人だけでなく、高齢・難病・知的な障がいなどで歩行困難な人や、けが人や妊産婦で一時的に歩行困難な人にも利用してもらつたことを目的とした制度。長崎県が発行する「身障者用駐車場利用証」(写真③)を車に表示することで、「長崎県福祉のまちづくり条例」に規定されている施設等の障がい者専用駐車スペースが利用できます。

市内では市役所や支所・行政センター、長崎県子ども・女性障害者支援センターの各窓口で利用者証を発行していますので、お気軽にお問い合わせください。

◎市役所の窓口(☎24・1111)

- 高齢者 長寿社会課
- 障がい者 障がい福祉課
- 妊産婦 子ども保健課、子ども

左)期間制限あり 右)期間制限なし

発達センター(☎23・3945)

- その他(けがなど) 保健福祉政策課

◎長崎県子ども・女性・障害者支援センター(万徳町10-3 ☎24,5080)

すべての人が暮らしやすい社会

本市では、年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が安心して快適に暮らせる社会を目指しています。

市内には、障がいのある人や高齢者、小さな子どもを持つ人、妊産婦などさまざまな人が住んでいます。本市が目指している社会を実現していくためには、まずは、そうした人たちが暮らしていく上で「どのようなことで困っているのか」ということなどを多くの人が考え、理解することが必要です。

「バリア」は生活する上で障がいになっているもの、「フリー」はそれがないことを意味しており、住宅や施設などに段差や傾斜が無いことを「バリアフリー」と言います。法律なども整備され、建物や道路など物理的なバリアフリー化は市内においても着々と進められてきました。

しかし、バリアは物理的なものだけでなく、わたしたちの心の中にも潜んでいます。今、この心のバリアをなくしていくこと(心のバリアフリー)が、物理的なバリアフリーと

ともに求められています。

障がいのある人や手助けが必要な人への正しい理解がないと、偏見や思い込みなどにより、無意識のうちに心の中にバリアができてしまします。高齢者が歩道橋を上り下りするにしているときなど、手助けが必要な場面に遭遇した時に「恥ずかしいから」「面倒だから」と、その場を通り過ぎてしまつのも心のバリアの表れの一つではないでしょうか。

そうした心のバリアをなくすためには、前述のように、わたしたちの周りにはさまざまな人が暮らしているということを認識し、「どんな手助けがあれば安心なのか」ということを今一度考えてみる必要があります。

また、障がいなどに対する正しい理解や知識がないと、良いと思ってとつた行動が逆に相手を傷つけたり、軽はずみな行動で大きな迷惑をかけたりにしまつこともあります。

毎年12月3日から9日は「障がい者週間」です。この機会に障がいのある人や手助けが必要な人などについて理解を深め、お互いに助け合いながら、誰もが安心して暮らせる社会について考えてみませんか。

※障がい者週間にちなみ、本市では12月4日に「障がい者の日」記念事業を開催します(27ページ参照)。

◎保健福祉政策課 ☎24・1111

上記が同一場所で死亡している場合は農業畜産課(☎24-1111)へ連絡を

※弱っていても生きています野鳥は自然保護の観点から回収・検査できません。

には、このウイルスを国内に持ち込まないため、畜産関係施設などへ不用意に立ち入らないようにお願いします。

家畜伝染病発生時の防疫体制

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが万が一発生した場合は、県の家畜防疫員を中心に、市町、JA、共済組合等の協力により、発生農場における家畜(家さん)の殺処分、埋却(または焼却等)を行うとともに畜舎・鶏舎の消毒を複数回実施します。

また発生農場を中心に移動制限区域や搬出制限区域を設定し、この区域を通行する畜産関係車両については、道路上に設けた消毒ポイントにおいて消毒を行います。

これらの防疫措置は発生農場において家畜(家さん)の埋却等の防疫措置終了後21日間実施されます。

◎農業畜産課 ☎24・1111